

大分市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項の規定に基づき小児慢性特定疾病に係る医療費の支給認定を受けて在宅で療養する児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、児童等の健全育成及び日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等（法第19条の3第3項の規定により医療費の支給認定を受けた者であって、市内に居住するものに限る。）とする。ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。

(給付の申請)

第3条 給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 小児慢性特定疾病医療受給者証（法第19条の3第7項に規定する医療受給者

証をいう。）の写し

(2) 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、当該小児慢性特定疾病児童等と同一の世帯に属する者又は当該小児慢性特定疾病児童等の扶養義務者に係る所得の状況等が確認できる資料として次に掲げるもの

ア 所得税額が確認できる証明書類

イ 被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等自立支援法」という。）第14条に規定する支援給付をいう。）を受けている者については、それを確認できる資料

ウ 市町村民税が確認できる証明書類

ただし、市内に居住するものについては所得・税額調査同意書の提出をもって足りる。

(3) 前号の対象者全員の住民票

ただし、公簿等によって確認できるときは省略してよい。

(4) 給付を希望する用具の見積書及び用具の仕様がわかる書類

(給付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等の実地調査を行った上、速やかに調査書

(様式第2号)を作成して内容を審査し、給付を行うかどうかを決定するものとする。

- 2 市長は、給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)及び日常生活用具給付券(様式第4号)(以下「給付券」という。)を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書(様式第5号)を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第5条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

- 2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

3 診療報酬の対象となる用具の給付は、当該診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて行うものとする。

4 用具の附属品の給付は、当該附属品がなければ当該用具が機能しない場合に限り行うものとする。

(費用の負担)

第6条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の全部又は一部を用具を納付する業者に給付券を添えて直接支払うものとする。

2 前項の規定により対象者の扶養義務者が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。

(費用の請求)

第7条 市長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前条第1項の規定により対象者の扶養義務者が業者に直接支払った額を減じた額を支払うものとする。

2 前項の規定による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第9条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具の給付に関する台帳を整備するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(階層区分の特例)

- 2 当分の間、別表第 2 に定める徴収基準額表において、B 階層に該当する世帯のうち、平成 25 年厚生労働省告示第 174 号による改正後の生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）の適用により生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を廃止され、かつ、同告示による改正前の保護基準を適用したとしたならば保護を必要とする状態がなお継続していると認められた世帯については、A 階層に準じて取り扱うことができる。
- 3 当分の間、別表第 2 に定める徴収基準額表において、B 階層に該当する世帯のうち、平成 26 年厚生労働省告示第 136 号による改正後の保護基準の適用により生活保護法に基づく保護を廃止され、かつ、平成 25 年厚生労働省告示第 174 号による改正前の保護基準を適用したとしたならば保護を必要とする状態がなお継続していると認められた世帯については、A 階層に準じて取り扱うことができる。
- 4 当分の間、別表第 2 に定める徴収基準額表において、B 階層に該当する世帯のうち、平成 27 年厚生労働省告示第 227 号による改正後の保護基準の適用により生活保護法に基づく保護を廃止され、かつ、平成 25 年厚生労働省告示第 174 号による改正前の保護基準を適用したとしたならば保護を必要とする状態がなお継続していると認められた世帯については、A 階層に準じて取り扱うことができる。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表第 2A 階層の項の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以降の申請に係る用具の給付について適用する。
 - 3 改正後の別表第 2 の規定（別表第 2A 階層の項の規定を除く。）は、この要綱の施行の属する月以降に申請のあった用具の給付について適用し、同月前に申請のあった用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る用具の給付について適用し、同日前の申請に係る用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る用具の給付について適用し、同日前の申請に係る用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る用具の給付について適用し、同日前の申請に係る用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 2 月 18 日から施行し、改正後の規定は、平成 27 年 1 月 1 日以後の申請に係る用具の給付について適用する。

附 則

この要綱は平成 27 年 9 月 14 日から施行し、改正後の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後の申請に係る用具の給付について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際改正前の大分市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事

業実施要綱様式第1号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、
なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年3月23日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成
27年1月1日以後の申請に係る用具の給付について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成28
年4月1日以後の申請に係る用具の給付について適用する。

別表第1（第2条関係）

種 目	対 象 者	性 能 等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（畜便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（畜尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

別表第2（第6条関係）

徴収基準額表						
階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税の非課税世帯			1,100	110	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯		均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C 1階層	2,250	230
			所得割の額のある世帯	C 2階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯		所得税の年額2,400円以下	D1 階層	3,450	350
			2,401 ～ 4,800 円	D2 "	3,800	380
			4,801 ～ 8,400 円	D3 "	4,250	430
			8,401 ～ 12,000 円	D4 "	4,700	470
			12,001 ～ 16,200 円	D5 "	5,500	550
			16,201 ～ 21,000 円	D6 "	6,250	630
			21,001 ～ 46,200 円	D7 "	8,100	810
			46,201 ～ 60,000 円	D8 "	9,350	940
			60,001 ～ 78,000 円	D9 "	11,550	1,160
			78,001 ～ 100,500 円	D10 "	13,750	1,380
			100,501 ～ 190,000 円	D11 "	17,850	1,790
			190,001 ～ 299,500 円	D12 "	22,000	2,200
			299,501 ～ 831,900 円	D13 "	26,150	2,620
			831,901 ～ 1,467,000 円	D14 "	40,350	4,040
			1,467,001 ～ 1,632,000 円	D15 "	42,500	4,250
			1,632,001 ～ 2,302,900 円	D16 "	51,450	5,150
		2,302,901 ～ 3,117,000 円	D17 "	61,250	6,130	
		3,117,001 ～ 4,173,000 円	D18 "	71,900	7,190	
		4,173,001円以上	D19 "	全額	左の徴収基準額の10% ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円	

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数ヶ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し、時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項及び第3号にあっては地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条及び第82条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

この表により算定した負担金の月額の適用時期は、その年度の7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 所得税の額により徴収基準額を算定する場合は、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われなかったとした場合の所得税の額に相当する額により算定を行うものとする。

4 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

5 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

様式第1号

日常生活用具給付申請書									
大分市長 殿			年 月 日						
			申請者 住 所						
			氏 名 (印)						
			(記名押印又は署名)						
			個人番号						
			給付対象者との続柄						
			電話番号						
下記により日常生活用具給付を申請します。									
対 象 者	氏 名		男・女	生年月日		年 月 日生 (歳)			
	個人番号								
	住 所								
	疾病名								
世 帯 の 状 況	氏 名		個人番号		対 象 者 との 続 柄	生年月日	職 業	備考〔対象者に対する 介護の状況等〕	
給付を希望する理由									
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)		浴 槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し	便 器	1 和 式 2 洋 式 3 携 帯 用	
現在の介護 の状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭とも していない 4 自分でできる		排 便	1 他人の介助を 必要 2 便器(携帯用) 使用 3 自分でできる		移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を 必要 (一部、全部) 3 自分でできる	
給付を受けたい用具 の名称					希望する型式、 規模等				
給付上特に希望する事項									
備 考									

- (注) 1 この申請書には、対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類（生活保護を受けている人及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人の場合はその旨についての福祉事務所長の証明書）を添付すること。
2 申請者氏名については自署又は記名押印とすること。

様式第2号

調 査 書 (日常生活用具給付事業)										
①申請書受理番号 及び年月日		番号		年 月 日		②申請者 氏 名		③対象者 との続柄		
④ 対 象 者	氏 名		男・女	生年月日		年 月 日生 (歳)				
	住 所									
	疾 病 名									
⑤ 世 帯 員 の 状 況	氏 名	年 齢	対 象 者 と の 続 柄	課 税 状 況		前年分 所得税	備 考			
				当該年度分市町村民税 均等割	所得割					
⑥ 世帯区分		1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯								
⑦住まいの状況		1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)								
⑧ 給付後の生活の状況		日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する状況に○)				その他の状況				
		1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない (一部介助・全介助) 4 その他 ()				1 在宅生活が可能になる 2 その他 ()				
⑨給付の必要の有無		1 有 2 無	⑩給付する(しない)理由							
⑪給付する用具名(含む型式規模等)		⑫予定価格	円	⑬対象者の扶養義務者が支払うべき額		円	⑭公費負担額	円	円	
⑮その他特記事項										
年 月 日				調査員 職名 氏名						

様式第3号

第 号			
日常生活用具給付決定通知書			
年 月 日			
殿			
大分市長 印			
<p>先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。</p>			
給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		疾 病 名	
給付する用具名 (含む型式規模等)		納入業者名	
		納入業者の住 所	(電話)
価 格	円	対象者の扶養義務者が支払うべき額	円 公 費 負担額 円
注 意 事 項	<p>1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p>		

様式第4号

日常生活用具給付券					
① 給付番号	第 号	② 給付券発行 年 月 日	年 月 日		
③ 対象者氏名		④ 生年月日	年 月 日生 (歳)		
⑤ 居 住 地					
⑥ 保護者氏名			⑦ 対象者との続柄		
⑧ 給付する用具名 (型式規模等)	⑨ 価 格	円	⑩ 対象者の扶養義務者が支払うべき額	円	⑪ 公 費 負担額 円
⑫ 納入業者名	⑬ 納入業者の住 所		(電話)		
⑭ この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	年 月 日	業者の公費支払請求期限	年 月 日	
<p>上記のとおり決定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大分市長 印</p>					
⑮ 業者の納付した日	年 月 日	⑯ 対象者の扶養義務者より受領した額	円	⑰ 受領業者名及び年 月 日	⑱ 年 月 日
⑱ 用具受領保護者名	⑲ 検収者	職 名			
		氏 名 印			
⑳ その他特記事項					

(注) ①から⑭まで及び⑲は大分市、⑮から⑰までは納付した業者、⑱は保護者が記入すること。

第 号

却 下 決 定 通 知 書

年 月 日

殿

大分市長



年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につき
ましては、審査の結果却下することに決定しましたので、ご承知下さい。

(理 由)